

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用	頁 95
第3 災害対策本部 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務 (略) (3) 区災害対策本部の分掌事務 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 本市の組織改正等に伴い、災害対策本部分掌事務を修正する。
第3 災害対策本部 (略) 表3-2-2 (1) (略) (2) 災害対策本部の分掌事務 別紙のとおり (3) 区災害対策本部の分掌事務 別紙のとおり

(2) 災害対策本部の分掌事務

凡例 ●～防災上主要な部課
▲～防災に特に関係のある部課
■～防災に関係のある部課

局等	部課等	分掌事務	
企画総務局	●総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 市長事務部局の総括及び調整に関する事。 3 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 4 義援金及び救済物資の出納、保管及び配分に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 所管施設の防護に関する事。 7 局の庶務に関する事。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 9 その他特命事項に関する事。	
	公文書館	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。	
	法務課	1 他課の応援に関する事。	
	●秘書課	1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 災害視察者及び見舞客の接遇に関する事。 3 庁用自動車（秘書課に配置のものに限る。）の配車に関する事。	
	東京事務所	1 国・関係機関との連絡調整に関する事。	
	●広報課	1 災害広報の総括に関する事。 2 報道機関への情報提供に関する事。 3 被害者救済制度等の広報に関する事。	
	●市民相談センター	1 災害対策活動に係る市民の苦情の取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。 2 市民相談に関する取りまとめ及び主管課への連絡に関する事。	
	企画調整部	企画調整課	1 他課の応援に関する事。
		政策企画課	1 他課の応援に関する事。
		分権・行政改革推進課	1 他課の応援に関する事。
	情報政策部	▲情報政策課 ▲情報システム課	1 情報システム（他課等の所管に属するものを除く。）の整備及び管理運用に関する事。
		人事部	■人事課
	■給与課		1 職員の給与に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	■福利課		1 災害対策本部要員の食糧に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	研修センター		1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
財政局	●財政課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 災害関係の予算及び資金に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 局の庶務に関する事。 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 7 他課の応援に関する事。	
	▲管財課	1 市有財産（普通財産）の防護に関する事。 2 市有財産（普通財産）の緊急使用に関する事。	
	契約部	▲物品契約課 ▲工事契約課	1 災害に係る資機材、器具等の緊急購入に関する事。 2 災害に係る応急復旧工事の発注の調整に関する事。
		税務部	税制課 納税推進課 市民税課 固定資産税課
	▲各市税事務所		1 区災害対策本部の避難収容所の事務に関する事（区災害対策本部を構成する者に限る。）。 2 他課の応援に関する事（区災害対策本部を構成する者を除く。）。
	収納対策部		■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■特別滞納整理課

局等	部課等	分掌事務			
市民局	●市民活動推進課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 局の庶務に関する事。 6 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 7 災害ボランティアへの情報提供に関する事。 8 所管施設の防護に関する事。 9 他課の応援に関する事。			
		▲生涯学習課	1 所管施設の防護に関する事。 2 各種社会教育関係団体の支援に関する事。		
		▲市民安全推進課	1 他課の応援に関する事。		
		■消費生活センター	1 生活関連物資の便乗値上げ等への監視体制の強化・防止に関する事。 2 消費生活に関する苦情・相談処理に関する事。		
			文化スポーツ部	▲文化振興課 ■スポーツ振興課	1 所管施設の防護に関する事。 2 文化財の保護及び災害応急対策に関する事。 1 所管施設の防護に関する事。
		国際平和推進部	平和推進課 国際交流課	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。 1 海外からの支援に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。 3 他課の応援に関する事。	
			人権啓発部	人権啓発課 地域交流センター ■男女共同参画課	1 所管施設の防護に関する事。 2 広島市災害多言語支援センターに関する事。 3 他課の応援に関する事。 1 所管施設の防護に関する事。 2 男女共同参画の視点を取り入れた避難場所運営の相談・指導に関する事。
		健康福祉局		●健康福祉企画課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局に属する職員の召集に関する事。 5 民生、衛生事業について、他の政令指定都市等への応援要請に関する事。 6 救済物資の給与又は貸与についての連絡調整に関する事。 7 被災者、避難者等の収容についての連絡調整に関する事。 8 災害救助法に基づく救助活動の事務処理に関する事。 9 被災者生活再建支援法に関する事。 10 義援金及び救済物資の配分計画に関する事。 11 被災者の支援に関する取りまとめに関する事。 12 避難行動要支援者対策に関する事。 13 局の庶務に関する事。 14 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
				監査指導室	1 他課の応援に関する事。
	地域福祉課		1 日本赤十字社・共同基金会その他社会福祉関係団体との連絡に関する事。 2 所管施設の防護、応急対策に関する事。 3 他課の応援に関する事。		
			高齢福祉部	▲高齢福祉課 介護保険課	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。 2 要配慮者対策に関する事。 3 他課の応援に関する事。 1 他課の応援に関する事。
	障害福祉部			▲障害福祉課 ▲障害自立支援課 ▲精神保健福祉課 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	1 所管施設の防護・応急対策に関する事。 2 要配慮者対策に関する事。 3 他課の応援に関する事。 1 他課の応援に関する事。 1 他課の応援に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
健康福祉局	精神保健福祉センター	▲相談課 ▲デイ・ケア課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 要配慮者対策に関すること。 3 他課の応援に関すること。
	保険年金課		1 他課の応援に関すること。
	原爆被害対策部	調査課 援護課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
	保健部	▲保健医療課 ▲食品保健課 ▲食品指導課 ▲環境衛生課	1 保健センターの業務の連携調整に関すること。 2 医療救護に関すること。 3 医薬品等の調達に関すること。 4 被災地の防疫に関すること。 5 環境衛生及び食品衛生の指導に関すること。 6 遺体の検案・火葬に関すること。 7 地方独立行政法人広島市立病院機構との連絡調整に関すること。 8 所管施設の防護に関すること。
		■食肉衛生検査所	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
		■動物管理センター	1 特定動物の監視に関すること。 2 愛護動物の保護管理に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。
		■生活科学部 ■生物科学部 ■環境科学部	1 衛生試験検査に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。
	看護専門学校	■総務課 ■教務課	1 被災者の医療救護の応援に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。
	子ども未来局	●子ども未来調整課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 局に属する職員の召集に関すること。 5 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。 6 局の庶務に関すること。
		▲保育企画課 ▲保育指導課	1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童の保護に関すること。 3 要配慮者対策に関すること。
▲子ども・家庭支援課		1 所管施設の防護・応急対策に関すること。 2 所管施設被災児童等の保護に関すること。 3 要配慮者対策に関すること。	
児童相談所		相談課 支援課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。
環境局	●環境政策課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 災害時の清掃事務の連絡調整に関すること。 4 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 5 局に属する職員の召集に関すること。 6 局の庶務に関すること。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。	
	温暖化対策課	1 他課の応援に関すること。	
	●環境保全課	1 災害による環境汚染の情報収集・調査に関すること。 2 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。	
	施設部	▲施設課 ■玖谷埋立地管理事務所	1 関係施設の連絡調整に関すること。 2 施設の防護及び復旧に関すること。 3 ごみの埋立処分に関すること。
		■工務課	1 関係施設の防護及び復旧に関すること。
		■各工場	1 ごみの焼却処分に関すること。 2 ごみの破碎処分に関すること（安佐南工場に限る。）。 3 施設の防護及び復旧に関すること。
■恵下埋立地建設事務所		1 施設の防護及び復旧に関すること。	

局等	部課等	分掌事務	
環境局	業務部	▲業務第一課	1 清掃業務実施のための機器・器具・資材等の整備に関すること。 2 ごみの収集等に関する広報の総括に関すること。 3 災害時のごみ処理計画に関すること。 4 災害時のごみの処理作業の指導に関すること。 5 ごみの収集車両の配車に関すること。 6 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲業務第二課	1 災害時のし尿処理計画に関すること。 2 災害時のし尿処理作業の指導に関すること。 3 し尿収集車両の配車に関すること。 4 仮設便所の設置に関すること（マンホールトイレシステムを除く。）。 5 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		▲産業廃棄物指導課	1 課の所掌事務に係る被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
		■各環境事業所	1 管内のごみの収集運搬に関すること。 2 管内のごみの処理作業の指導に関すること。 3 管内のごみの収集等に関する広報に関すること。
		●経済企画課	1 局内の要員に係る調整に関すること。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品及び食料品の緊急集荷及び搬送の総括に関すること。 5 所管施設の防護に関すること。 6 局に属する職員の召集に関すること。 7 局の庶務に関すること。 8 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること。
経済観光局	計量検査所	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
	競輪事務局	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
	雇用推進課	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
	産業振興部	商業振興課	1 被服、寝具その他生活必需品の緊急集荷及び搬送に関すること。 2 所管施設の防護に関すること。 3 他課の応援に関すること。
		ものづくり支援課	1 他課の応援に関すること。
		産業立地推進課	1 他課の応援に関すること。
	工業技術センター	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
		関東圏企業誘致センター	1 国・関係機関との連絡調整に関すること。
	観光政策部	1 所管施設の防護に関すること。 2 他課の応援に関すること。	
	農林水産部	▲農政課	1 主食品（米・パン等）の緊急集荷及び搬送並びに取扱機関との連絡に関すること。 2 農畜産物、農畜産施設の被害状況の調査確認に関すること。 3 農畜産施設等の災害復旧に関すること。 4 所管施設の防護に関すること。
▲農林整備課			1 農地及び農業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 2 農地及び農業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 3 林業用施設の被害状況の調査確認に関すること。 4 林業用施設の防災及び災害復旧に関すること。 5 林地崩壊及び木材流出に関する被害状況の調査確認に関すること。 6 市有林の防護に関すること。 7 所管施設の防護に関すること。
▲水産課		1 水産物及び水産施設並びに漁船の被災状況の調査確認に関すること。 2 水産施設等の災害復旧に関すること。 3 所管施設の防護に関すること。	

局等	部課等	分掌事務
経済観光局	中央卸売市場	■中央市場 1 災害時の中央卸売市場業務の総合調整に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。 3 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		■東部市場 1 所管施設の防護に関する事。 2 生鮮食料品の緊急集荷及び搬送に関する事。
		■食肉市場 1 所管施設の防護に関する事。 2 食肉の緊急集荷及び搬送に関する事。
都市整備局	●都市整備調整課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 所管市有地の防護、災害予防、被害状況調査及び災害復旧に関する事。 6 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 7 既造成の市有地の被害調査・確認に関する事。 8 局に属する職員の召集に関する事。 9 局の庶務に関する事。 10 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	青崎地区区画整理事務所	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	技術管理課	1 他課の応援に関する事。
	都市計画課	1 他課の応援に関する事。
	●みなと振興課	1 市営さん橋等施設の災害予防及び災害復旧に関する事。 2 市営さん橋等施設の被害調査及び確認に関する事。 3 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 4 港湾関係機関との連絡調整に関する事。
	■都市機能調整部	1 所管施設の防護に関する事。 2 所管施設に関する応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 3 所管施設に関する関係機関との連絡調整に関する事。 4 他課の応援に関する事。
	段原再開発部	●計画課 ●工務課 1 所管施設の防護に関する事。 2 工事関係者等への協力依頼に関する事。 3 他課の応援に関する事。
	■西風新都整備部	1 計画区域内の土木施設等の関連公共施設の被害状況の把握に関する事。
	緑化推進部	●緑政課 ●公園整備課 1 公園・墓園・緑地等の災害予防、被災状況調査及び災害復旧に関する事。 2 工事関係者への協力依頼に関する事。

局等	部課等	分掌事務
都市整備局	指導部	■建築指導課 1 被災建築物（民間建築物に限る。）の応急危険度判定の実施体制に関する事。 2 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事。
		▲宅地開発指導課 1 造成地及び人工崖等の防災指導に関する事。 2 被災宅地の応急危険度判定に関する事。
	営繕部	▲営繕課 1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（市営住宅及び環境局所管のものを除く。）及びそれらの付帯施設の災害復旧に関する事。 2 被災市有建築物（市営住宅を除く。）及びそれらの付帯施設の応急危険度判定に関する事。 3 応急仮設住宅の建設に関する事。 4 工事関係者への協力依頼に関する事。
▲設備課 1 庁舎・学校教育関係建築物その他市有建築物（環境局・下水道局所管のものを除く。）の電気・ガス・電話その他給排水衛生設備の災害復旧に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 工事関係者への協力依頼に関する事。		
住宅部	▲住宅政策課 ▲住宅整備課 1 市営住宅の被災状況の調査及び災害復旧に関する事。 2 被災した市営住宅の応急危険度判定に関する事。 3 工事関係者への協力依頼に関する事。	
道路交通局	●道路交通企画課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 4 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 5 局に属する職員の召集に関する事。 6 局の庶務に関する事。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	自転車都市づくり推進課	1 所管施設の防護に関する事。 2 他課の応援に関する事。
	●道路管理課	1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。 6 市有車両の配車調整及び救援物資等の輸送手段の調整に関する事。
	用地部	▲用地監理課 ▲用地補償課 1 事業代替地の防護及び災害復旧に関する事。 2 事業代替地の被害調査及び確認に関する事。 3 他課の応援に関する事。
	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 1 異常気象時の指定路線の通行規制に関する事。 2 道路・橋りょう等公共土木施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 3 道路・橋りょう等公共土木施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 4 緊急連絡・輸送等の道路の確保に関する事。 5 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
	●都市交通部	1 アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関する事。 2 バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関する事。 3 公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関する事。

局等	部課等	分掌事務
下水道局	●経営企画課	<ol style="list-style-type: none"> 局内の要員に係る調整に関する事。 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関する事。 局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関する事。 局に属する職員の召集に関する事。 局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関する事。 災害関係の予算及び資金に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。 局の庶務に関する事。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。
	●河川課	<ol style="list-style-type: none"> 河川等施設の災害予防及び災害復旧の総括に関する事。 河川等施設の被害調査及び確認の総括に関する事。 応急作業員の確保及び工事関係者への協力依頼に関する事。
	管理部	<ol style="list-style-type: none"> 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の被災状況の調査及び報告に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護及び応急処理・復旧に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関する事。 所管の樋門の操作に関する事。 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 部に係る災害応急復旧計画の策定に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。
		●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター
		●計画調整課
	施設部	<ol style="list-style-type: none"> 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の被災状況の調査及び報告に関する事。 所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く。）及び同施設の建設工事箇所の防護及び災害応急修理・復旧に関する事。 区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関する事。 応急復旧用資機材等の現地調達に関する事。 部に属する災害応急復旧計画の策定に関する事。 緊急を要する他の課への応援に関する事。 下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関する事。
		●管路課 ●施設課
	●会計室	<ol style="list-style-type: none"> 災害関係会計事務（義援金品の出納保管を除く。）に関する事。 室の職員の召集に関する事。 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。

局等	部課等	分掌事務
消防局	●総務課	<ol style="list-style-type: none"> 局の総合調整に関する事。 消防局の予算及び資金の処置に関する事。 局の庶務に関する事。 災害対策本部事務局の庶務班に関する事。 その他特命事項に関する事。
	●消防団室	<ol style="list-style-type: none"> 消防団事務局の総括に関する事。
	●職員課	<ol style="list-style-type: none"> 災害対策本部事務局の動員班に関する事。 その他特命事項に関する事。
	●施設課	<ol style="list-style-type: none"> 消防機関の車両等の配車及び燃料の補給に関する事。 所管財産の被害状況の取りまとめに関する事。 所管財産の復旧作業計画の総括に関する事。 災害対策本部事務局の配車班に関する事。 その他特命事項に関する事。
	危機管理課	●危機管理課 ●防災課
	●警防課	<ol style="list-style-type: none"> 警防部の総括・調整に関する事。 消防部隊（救急隊を除く。）の運用調整の総括に関する事。 現地情報の収集・伝達に関する事。 有線・無線による情報の収集及び伝達に関する事。 消防部隊の指令管制に関する事。 その他特命事項に関する事。
	●救急課	<ol style="list-style-type: none"> 救急隊の運用調整に関する事。 現地情報の収集・伝達に関する事。 その他特命事項に関する事。
	予防部	●予防課 ●指導課
	●各消防署	<ol style="list-style-type: none"> 予防部の総括・調整に関する事。 災害対策本部事務局の広報班に関する事。 その他特命事項に関する事。 気象情報、水防情報等諸情報の収集及び連絡に関する事。 区災害対策本部、消防団その他関係機関との連絡調整に関する事。 水位・潮位及び雨量の観測等気象・地象の把握に関する事。 管内の警戒巡視及び広報等に関する事。 被害状況の調査・集計に関する事。 災害状況の広報及び記録に関する事。 り災証明の資料収集に関する事。 応急措置の実施等災害現場活動に関する事。 所掌に係る応急資機材の管理に関する事。 応急資機材及び人員の緊急輸送に関する事。 避難の勧告・指示等又は誘導に関する事。 署の庶務に関する事。 その他特命事項に関する事。
	●消防団事務局	<ol style="list-style-type: none"> 消防団の運用調整に関する事。 団員の召集に関する事。 団員の出勤報酬に関する事。 その他特命事項に関する事。
	●各分団	<ol style="list-style-type: none"> 管内の警戒巡視に関する事。 応急措置の実施等災害現場活動に関する事。 応急資機材及び人員の緊急輸送に関する事。 災害広報及び避難誘導に関する事。 団員の召集・出勤指令等に関する事。 その他特命事項に関する事。

局等	部課等	分掌事務	
水道局	●企画総務課	1 局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 施設の被害状況の取りまとめに関する事。 4 気象状況等の情報収集及び提供に関する事。 5 各課の活動状況の取りまとめ及び各課への情報提供に関する事。 6 他部局及び他都市への協力要請に関する事。 7 市災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 8 報道機関への対応に関する事。 9 局に属する職員の召集に関する事。 10 局の庶務に関する事。 11 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。	
	■財務課	1 資器材及び車両・船舶の調達に関する事。 2 職員の家賃の調達及び輸送に関する事。 3 職員の寝具等の調達に関する事。 4 事故対応前渡資金の支出に関する事。	
	▲人事課	1 職員の勤務状況の把握に関する事。 2 他課の応援をする職員の動員及び配置計画の作成に関する事。	
	営業部	▲営業課	1 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事。 2 応急給水の連絡調整に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 電算機器の被害の調査及び報告、復旧、確認に関する事。
		■各営業所	1 住民からの問い合わせに関する事。 2 応急給水の実施に関する事。 3 区災害対策本部との連絡調整に関する事。
	技術部	▲調整課	1 部所管施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 部内の修理受付件数等の集計及び報告に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。 4 復旧作業計画の調整に関する事。
		■計画課 ■技術管理課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧の実施に関する事。
		▲設備課	1 浄水場所管施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 資器材及び車両の配備に関する事。 3 浄水場の連絡調整に関する事。 4 水運用計画の調整に関する事。 5 停電時の中国電力等との連絡調整及び協力依頼に関する事。 6 復旧作業計画の作成及び実施に関する事。
		■水質管理課	1 水質の監視・検査に関する事。 2 管理事務所所管施設の被害状況の取りまとめに関する事。 3 資器材及び車両の配備に関する事。 4 管理事務所の連絡調整に関する事。 5 応急給水の総括に関する事。 6 水運用計画の調整に関する事。 7 広島市指定上下水道工事業協同組合への協力要請に関する事。 8 復旧作業計画の作成及び実施に関する事。
		▲維持課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧の実施に関する事。
		■給水課 ■施設課 ■管路設計課 ■管路工事課	1 施設の被害状況の確認及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧の実施に関する事。
■各浄水場		1 所管施設の被害状況の確認及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事。 3 水質汚染の拡大防止に関する事。 4 水運用の計画作成及び実施に関する事。	

局等	部課等	分掌事務	
水道局	技術部	■各管理事務所	1 所管施設の被害状況の確認及び報告に関する事。 2 施設の応急復旧計画の作成及び実施に関する事。 3 区災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事。 4 応急給水の計画立案に関する事。 5 給水装置の応急修理に関する事。 6 故障メーターの取替に関する事。 7 災害区域内の住民に対する広報に関する事。 8 住民からの問い合わせに関する事。 9 水運用の計画作成及び実施に関する事。
	各課共通	1 他課の応援に関する事。	
議会事務局		1 事務局に属する職員の召集に関する事。 2 事務局の庶務に関する事。 3 災害に係る議会活動に関する事。 4 他課の応援に関する事。	
教育委員会事務局	●総務課 ▲教育企画課	1 事務局内の要員に係る調整に関する事。 2 気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関する事。 3 事務局職員の活動計画並びに命令の伝達及び局内各課の連絡調整に関する事。 4 事務局の所掌事務に係る情報の取りまとめ及び報告に関する事。 5 事務局に属する職員の召集に関する事。 6 事務局の庶務に関する事。 7 災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関する事。 8 事務局の所掌事務に係る災害関係の予算及び資金に関する事。	
	▲施設課	1 学校施設の防護及び復旧計画に関する事。 2 学校施設の使用及び収容に関する事。 3 学校施設の被災状況の調査に関する事。 4 通学路に係る被害状況の取りまとめに関する事。 1 被災した児童・生徒の総合相談等に関する事。 2 所管施設の防護に関する事。	
	青少年育成部	▲育成課 ▲放課後対策課	1 所管施設の防護に関する事。
	学校教育部	▲教職員課 学校事務センター	1 被災後における部内の総合調整に関する事。 2 教職員の防災体制計画に関する事。 1 所管施設の防護に関する事。
		▲学事課	1 被災した児童・生徒の調査に関する事。 2 被災した児童・生徒に対する教科書又は就学困難な児童・生徒への学用品費等の給与に関する事。 3 被災した園児・生徒の授業料の減免・徴収猶予に関する事。 4 臨時休業・授業時間の繰下げ等の措置状況の取りまとめに関する事。 5 二部授業の届出に関する事。 6 学校物品の被災状況の調査に関する事。
		▲健康教育課	1 児童・生徒の避難指導に関する事。 2 学校における保健衛生に関する事。 3 給食物資納入業者等の被害状況の把握に関する事。 4 給食施設、設備の衛生管理に関する事。
		学校給食センター	1 所管施設の防護に関する事。
		▲指導第一課 ▲指導第二課 ▲特別支援教育課 ▲生徒指導課	1 被災後における学校教育に係る調整に関する事。 2 被災後における学校教育の指導計画に関する事。 1 被災後における学校教育の指導計画に関する事。
		教育センター	1 所管施設の防護に関する事。
		教育機関	1 所管施設の防護に関する事。
	市選挙管理委員会事務局	1 事務局に属する職員の召集に関する事。	
	人事委員会事務局	2 事務局の庶務に関する事。	
	監査事務局	3 他課の応援に関する事。	
農業委員会事務局			

(3) 区災害対策本部の分掌事務

部課等		分掌事務
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ●区政調整課 ●地域起こし推進課 ●出張所 ■会計課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区災害対策本部の総括に関する事。 2 命令の伝達に関する事。 3 市本部及び関係機関との連絡調整及び要請に関する事。 4 市本部要員の応援要請に関する事。 5 区職員の動員、人員配置及び出勤に関する事。 6 各課への連絡及び調整に関する事。 7 区に係る予算、経理及び出納に関する事。 8 区に属する情報の取りまとめ及び報告に関する事。 9 り災証明に関する事。 10 情報の収集及び伝達に関する事。 11 避難の勧告・指示等に関する事。 12 災害広報及び広報に関する事。 13 市民相談に関する事。 14 通信施設機材の整備及び点検に関する事。 15 地区災害協力団体との連絡に関する事。 16 被災宅地の応急危険度判定の実施の協力に関する事。 17 区の庶務に関する事。 18 他課の所管に属さないこと。
避難収容班	財政局税務部 ▲各市税事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 民間建築物の被害状況の調査に関する事。 2 り災証明の資料の収集に関する事。 3 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 4 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
	財政局収納対策部 ■徴収第一課 ■徴収第二課 ■徴収第三課 ■特別滞納整理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災証明の資料の収集に関する事。 2 避難者に係る連絡及び調整に関する事。 3 被災者の避難誘導及び収容に関する事。
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> ■市民課 ▲保険年金課 ▲生活課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の収容及び処理に関する事。 2 埋火葬許可証の発行及び葬祭用品に関する事。 3 被災者の救援及び救助に関する事。 4 救援物資等の保管、調達及び配給に関する事。 5 食料の調達及び配給に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 応急給水に関する事。
	▲健康長寿課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護に関する事。 2 区医師会の医療救護対策本部に関する事。 3 医薬品等の調達に関する事。 4 防疫に関する事。 5 臨時予防接種に関する事。
	▲保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者等の安否確認及び援護等に関する事。 2 福祉施設の被災状況に関する事。 3 地域医療情報の伝達等に関する事。
輸送班	▲建築課	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送車両等の集中管理、運用及び調達に関する事。 2 応急資機材、救援物資及び人員の輸送に関する事。 3 応急仮設住宅の入居に関する事。 4 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 5 被災家屋の復旧の技術的相談及び指導に関する事。
調査・応急復旧班	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理課 ●農林課 ●地域整備課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害状況の調査（被害額の算定を含む。）、集計及び報告に関する事。 2 災害状況の記録及び写真撮影等に関する事。 3 管内の警戒巡視、被害情報の収集等に関する事。 4 道路交通の規制及び道路情報に関する事。 5 災害現地における技術指導に関する事。 6 応急措置及び応急復旧の実施に関する事。 7 下水施設の維持及び防護に関する事。 8 下水の浸水防止及び排水に関する事。 9 樋門等の操作に関する事。
摘要		各班の編成及び分掌事務については、区の実情に応じて区長が組み換えできるものとし、財政局の部署（税務部各市税事務所又は収納対策部）を充てる場合には、区長が財政局長と協議して決定する。

修正前

基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 147・148
---	------------------

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》
健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
医療救護班	広島市民病院	3	病院事業局 経営管理課	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
	舟入市民病院	2		
	安佐市民病院	2		
	総合リハビリテーションセンター	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～4 (略)

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 〔広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、総合リハビリテーションセンター、各保健センター、精神保健福祉センター〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6～8 (略)

修正後

修正理由 ○ 本市の組織改正に伴い、病院事業局を廃止し、地方独立行政法人に移行することから、医療救護対策を修正する。

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》
健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市民病院	3	広島市立 病院機構	広島市民病院については、3班編成のうち1班は助産救護班とする。
	舟入市民病院	2		
	安佐市民病院	2		
	リハビリテーション病院	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～4 (略)

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 〔広島市民病院、舟入市民病院、安佐市民病院、リハビリテーション病院、各保健センター、精神保健福祉センター〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6～8 (略)

修正前

震災対策編 第3章 震災応急対策 第12節 医療・救護対策	頁 183・184
-------------------------------------	------------------

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当課	摘要
医療救護班	広島市民病院	3	病院事業局 経営管理課	広島市民病院については、 3班編成のうち1班は助 産救護班とする。
	舟入病院	2		
	安佐市民病院	2		
	総合リハビリテーションセンター	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～4 (略)

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 〔広島市民病院、舟入病院、 安佐市民病院、総合リハビリテ ーションセンター、各保健セン ター、精神保健福祉センター〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6～8 (略)

修正後

修正理由

○ 本市の組織改正に伴い、病院事業局を廃止し、地方独立行政法人に移行することから、医療救護対策を修正する。

第3 医療救護班等の編成及び活動《健康福祉局保健医療課》

健康福祉局長は、次により医療救護班及び医療支援班を編成し、災害時における医療・助産活動を実施する。なお、医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請する。

1 医療救護班等の編成機関及び編成班数

区分	編成機関	編成班数	事務担当	摘要
医療救護班	広島市民病院	3	広島市立 病院機構	広島市民病院については、 3班編成のうち1班は助 産救護班とする。
	舟入市民病院	2		
	安佐市民病院	2		
	リハビリテーション病院	1		
医療支援班	中区健康長寿課・保健福祉課	1	健康長寿課	/
	東区 "	1	"	
	南区 "	1	"	
	西区 "	1	"	
	安佐南区 "	1	"	
	安佐北区 "	1	"	
	安芸区 "	1	"	
	佐伯区 "	1	"	
精神保健福祉センター	1	相談課	精神科医療を担当する。	

(備考) ① 上記の編成機関は、あらかじめ編成要員を指名しておく。
② 健康福祉局保健医療課は、各班の取りまとめを行う。

2～4 (略)

5 医療救護資機材の調達・輸送

区分	調達	輸送
医療救護班等の活動に必要な医薬品・衛生材料等	医療救護班等の編成機関 〔広島市民病院、舟入市民病院、 安佐市民病院、リハビリテーシ ョン病院、各保健セン ター、精神保健福祉センター〕	次のいずれかによる。 ①医療救護班等の編成機関の車両 ②区災害対策本部（輸送班）の車両 ③消防局の車両・船艇・航空機
救護所設置に必要な資機材及び救援物資	区災害対策本部（救護班）	区災害対策本部（輸送班）の車両

6～8 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 84
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略) (1)～(13) (略) (14) 広島県防災情報システム 常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集及び人的被害等を県に報告する。 (15)～(19) (略) 3～5 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 避難勧告等の防災情報が、広島県防災情報システムと公共情報コモンズの連携により、テレビ・ラジオ等で伝達されることを追加する。
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略) (1)～(13) (略) (14) 広島県防災情報システム 常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集し、 <u>人的被害等を県に報告する。</u> <u>なお、広島県防災情報システムで報告した避難勧告等の防災情報は、公共情報コモンズにデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u> (15)～(19) (略) 3～5 (略)

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第3節 情報の収集及び伝達	頁 117
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略) (1)～(13) (略) (14) 広島県防災情報システム 常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集及び人的被害等を県に報告する。 (15)～(19) (略) 3～5 (略)	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 避難勧告等の防災情報が、広島県防災情報システムと公共情報モンスの連携により、テレビ・ラジオ等で伝達されることを追加する。
第1 情報の収集・伝達体制《消防局防災課》 1 (略) 2 災害対策本部の運営に使用する通信施設《消防局防災課》 (略) (1)～(13) (略) (14) 広島県防災情報システム 常時市防災行政無線及び専用線で県庁と接続されているシステムにより、気象情報等を収集し、 <u>人的被害等を県に報告する。</u> <u>なお、広島県防災情報システムで報告した避難勧告等の防災情報は、公共情報モンスにデータ連携され、テレビ・ラジオ等で伝達される。</u> (15)～(19) (略) 3～5 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

90

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

2 洪水予報

(略)

(1) (略)

(2) 洪水予報の種類

種類	発表基準
はん濫注意情報	はん濫注意水位に到達したとき
はん濫警戒情報	避難判断水位に到達したとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれたとき
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したとき
はん濫発生情報	はん濫が発生したとき

(3)～(7) (略)

3～12 (略)

修正後

修正理由

- 洪水予報の種類に、「はん濫注意情報解除」及び「はん濫注意情報（警戒情報解除）」を追加する。
- 洪水予報の発表基準を修正する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

2 洪水予報

(略)

(1) (略)

(2) 洪水予報の種類

種類	発表基準
はん濫注意情報	・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まないとき。
はん濫警戒情報	・はん濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき）。 ・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。
はん濫危険情報	・はん濫危険水位に到達したとき。 ・はん濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
はん濫発生情報	・はん濫が発生したとき。 ・はん濫が継続しているとき。
はん濫注意情報（警戒情報解除）	・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く。） ・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く。）。
はん濫注意情報解除	・はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれなくなったとき。

(3)～(7) (略)

3～12 (略)

修正前

基本・風水害対策編

第3章 災害応急対策

第3節 情報の収集及び伝達

頁

90

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

2 洪水予報

(略)

(1)~(3) (略)

(4) 洪水予報基準地点の基準水位

河川名	観測所名	零点高 (T.P.m)	計画高水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)
太田川	土居	265.35	7.74	4.60	4.30	4.00	3.10
太田川	加計	167.80	7.11	3.90	2.60	2.00	0.00
太田川	飯室	47.50	10.25	6.40	5.30	3.80	2.50
太田川	中野	15.32	8.08	6.80	6.10	5.50	4.30
太田川	矢口第一	4.50	8.72	8.30	7.00	5.00	3.40
太田川	祇園大橋	0.00	7.13	6.90	6.40	4.30	2.90
三篠川	中深川	18.00	5.24	3.80	3.50	3.10	2.00
根谷川	新川橋	17.00	3.91	2.50	2.20	2.10	1.10

(5)~(7) (略)

3~12 (略)

修正後

修正理由

○ 太田川の洪水予報を用いる基準水位が見直されたため、土居水位観測所のはん濫危険水位及び避難判断水位を修正する。

第2 気象情報等の収集及び伝達

(略)

1 (略)

2 洪水予報

(略)

(1)~(3) (略)

(4) 洪水予報基準地点の基準水位

河川名	観測所名	零点高 (T.P.m)	計画高水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)
太田川	土居	265.35	7.74	5.10	4.80	4.00	3.10
太田川	加計	167.80	7.11	3.90	2.60	2.00	0.00
太田川	飯室	47.50	10.25	6.40	5.30	3.80	2.50
太田川	中野	15.32	8.08	6.80	6.10	5.50	4.30
太田川	矢口第一	4.50	8.72	8.30	7.00	5.00	3.40
太田川	祇園大橋	0.00	7.13	6.90	6.40	4.30	2.90
三篠川	中深川	18.00	5.24	3.80	3.50	3.10	2.00
根谷川	新川橋	17.00	3.91	2.50	2.20	2.10	1.10

(5)~(7) (略)

3~12 (略)

修 正 前	
基本・風水害対策編 第3章 災害応急対策 第24節 災害救助法の適用等	頁 187
<p>第1 災害救助法による応急救助</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急救助の実施 災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。 このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 災害にかかった者の救出</p> <p>キ 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 ○ 災害救助法の改正に伴い、救助の種類の記事を修正する。	
<p>第1 災害救助法による応急救助</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急救助の実施 災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。 このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 被災_____者の救出</p> <p>キ 被災した_____住宅の応急修理</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

修 正 前	
震災対策編 第3章 震災応急対策 第24節 災害救助法の適用等	頁 220
<p>第1 災害救助法による応急救助</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急救助の実施 災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。 このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 災害にかかった者の救出</p> <p>キ 災害にかかった住宅の応急修理</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	

修 正 後
修 正 理 由 ○ 災害救助法の改正に伴い、救助の種類の記事を修正する。
<p>第1 災害救助法による応急救助</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急救助の実施 災害救助法による救助は、県知事が団体及び住民の協力の下に実施するものであり、市長はこれを補助する。 このうち、県知事がその職権の一部を市長に委任した業務については、市長がこれを実施する。</p> <p>(1) 救助の種類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 被災_____者の救出</p> <p>キ 被災した_____住宅の応急修理</p> <p>ク～サ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

修正前

基本・風水害対策編

第4章 災害復旧・復興計画
第3節 生活援護計画

頁

205

第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
健康福祉局	4	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係	
	5	被災者生活再建支援補助金	③		
	6	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	②③		
	7	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係	
	8	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②		
	9	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	10	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係	
	11	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係	
	12	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課	
	13	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	14	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	①		
	15	広島市心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②		
	16	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①		
	17	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	②		障害自立支援課
	18	補装具費等支給に係る利用者負担額の減免	①	精神保健福祉課	
	19	精神障害者ホームヘルプサービス利用者負担額の減免	①		
	20	健康相談	二	精神保健福祉センター相談課	
	21	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係	
	22	国民健康保険料の減免	②		
	23	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
	24	老人医療費補助(65~69歳の方)の支給要件の緩和	①		
	25	老人医療費補助(65~69歳の方)の一部負担金の減免	②		
	26	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①		
	27	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②		
	28	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係	
	29	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

修正後

修正理由

○ 被災者に対する健康相談を、身体面での相談と精神的な相談に明確化すること等により、修正する。

第2 被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

局等	番号	支援策の名称	分類	担当課・係	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
健康福祉局	4	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係	
	5	被災者生活再建支援補助金	③		
	6	災害援護資金、生活福祉資金貸付制度	②③		
	7	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係	
	8	高齢者住宅整備資金償還金の支払猶予	②		
	9	高齢者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	10	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係	
	11	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係	
	12	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課	
	13	障害者あんしん電話設置に係る所得階層区分の変更	①		
	14	障害者住宅整備資金償還金の支払猶予	①		
	15	広島市心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②		
	16	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①		
	17	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	②		障害自立支援課
	18	補装具費等支給に係る利用者負担額の減免	①	精神保健福祉課	
	19	成人及び高齢者の健康相談	—		保健医療課保健予防・指導係
	20	メンタルヘルス相談	二	精神保健福祉課 精神保健福祉センター相談課	
	21	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係	
	22	国民健康保険料の減免	②		
	23	老人保健医療費(75歳以上等)の一部負担金の減免	②	保険年金課福祉医療係	
	24	老人医療費補助(65~69歳の方)の支給要件の緩和	①		
	25	老人医療費補助(65~69歳の方)の一部負担金の減免	②		
	26	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①		
	27	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②		
	28	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係	
	29	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

修 正 前

基本・風水害対編 第5章 公益事業等防災計画 第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	頁 245
---	--------------

別表3 保安センター（休日夜間における緊急出動体制）

担 当	人 員
保安責任者	1
受付担当者	2
処 理 要 員	8

災害対策本部の組織
(略)

修 正 後

修 正 理 由
○ 社内要領書に合わせた担当者名の追加及び、保安体制変更に伴う処理要員の増員に伴い修正する。

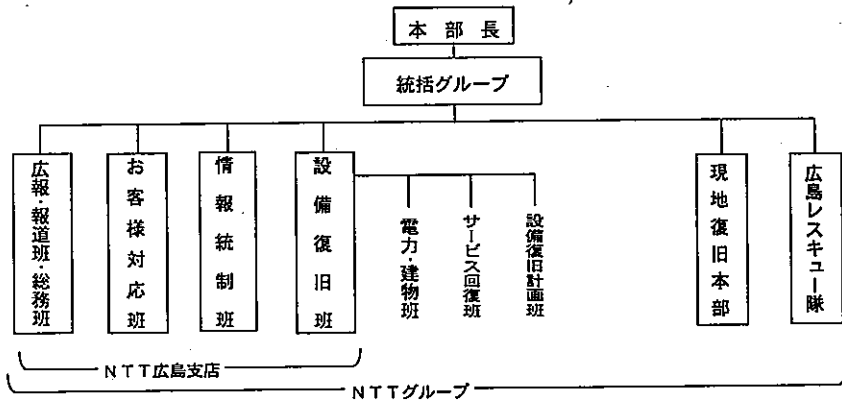
別表3 保安センター（休日夜間における緊急出動体制）

担 当	人 員
保安責任者	1
受付担当者	1
通信担当者	1
処 理 要 員	10

災害対策本部の組織
(略)

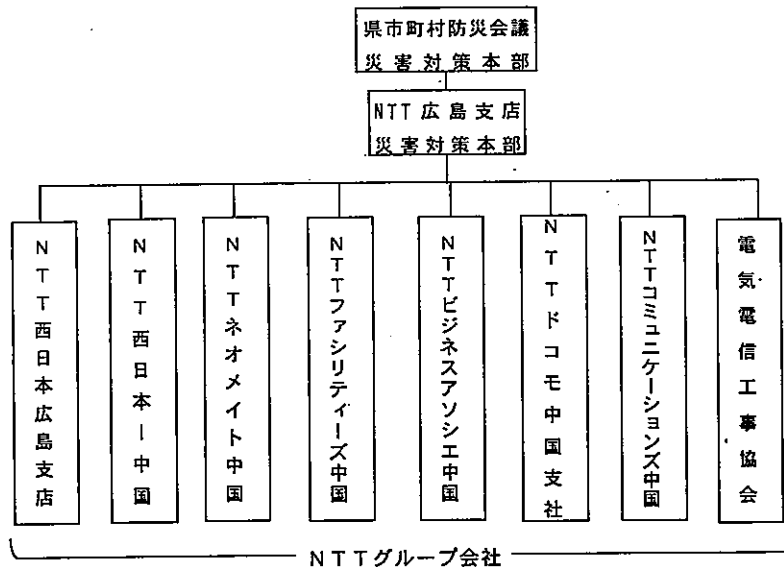
修正前	
基本風水害対策編 第5章 公益事業等防災計画 第3節 電信電話施設	頁 248

別表 1 NTT広島支店の災害対策本部組織



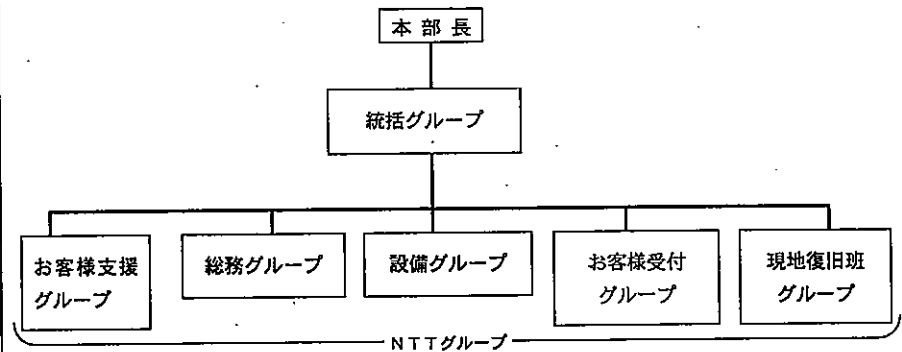
参考

NTTグループの情報連絡体制



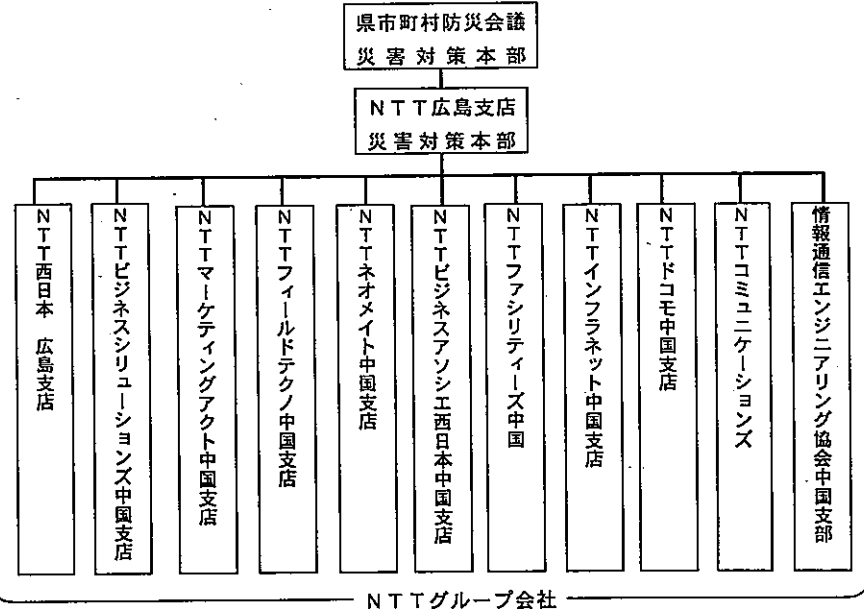
修正後	
修正理由 ○ NTT広島支店の災害対策本部組織及びNTTグループの情報連絡体制等を修正する。	

別表 1 NTT広島支店の災害対策本部組織



参考

NTTグループの情報連絡体制



修正前

基本・風水害対策編
第5章 公益事業等防災計画
第4節 交通輸送施設

頁

270～273

第5 広島電鉄株式会社
(略)

1 施設の概況

(1) 電車カンパニー

ア 営業課運転係の名称・所在地

名 称	所 在 地	電 話
千田運転課	千田運転係	広島市中区東千田町二丁目 9-29 242-3552
	江波運転係	広島市中区江波西一丁目 24-59 232-9823
西広島運転課	西広島運転係	広島市西区草津南三丁目 9-1 276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成25年1月31日現在)

車 庫 名	所 在 地	車 両・編 成 数
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	35両+19編成
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	33両+2編成
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	2両+42編成

(2) バスカンパニー

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成25年1月31日現在)

名 称	所 在 地	車 両 台 数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	47 (1)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	53 (1)	242-3575
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	61 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	49 (1)	221-4385
広 島 西 営 業 課	"	36 (1)	207-1112
広 島 中 営 業 課	広島市西区小内町二丁目 18-1	51 (1)	207-1115
広 島 北 営 業 課	"	67 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860

() 内は、貸切で内数である。

2 (略)

修正後

修正理由

- 機構改正の内容を反映させるもの。
- 車両数の変更によるもの。

第5 広島電鉄株式会社
(略)

1 施設の概況

(1) 電車事業本部

ア 営業課運転係の名称・所在地

名 称	所 在 地	電 話
千田営業課	千田営業係	広島市中区東千田町二丁目 9-29 242-3552
	江波出張所	広島市中区江波西一丁目 24-59 232-9823
西広島営業課	西広島営業係	広島市西区草津南三丁目 9-1 276-1056

イ 車庫の名称、所在地及び保有台数

(平成26年1月16日現在)

車 庫 名	所 在 地	車 両・編 成 数
千 田 車 庫	広島市中区東千田町二丁目 9-29	36両+18編成
江 波 車 庫	広島市中区江波西一丁目 24-59	36両+1編成
荒 手 車 庫	広島市西区草津南三丁目 6-3	43編成

(2) バス事業本部

○ 営業所の名称、所在地及び保有台数一覧表

(平成26年1月16日現在)

名 称	所 在 地	車 両 台 数	電 話
曙 営 業 課	広島市東区曙一丁目 7-1	47 (1)	262-1982
仁 保 営 業 課	広島市南区仁保沖町 1-92	52 (1)	242-3575
江 波 営 業 課	広島市中区江波西一丁目 24-59	60 (1)	232-6455
広 島 南 営 業 課	広島市中区西白島町 24-9	49 (1)	221-4385
広 島 西 営 業 課	"	35 (1)	207-1112
広 島 中 営 業 課	広島市西区小内町二丁目 18-1	69 (1)	207-1115
広 島 北 営 業 課	"	52 (1)	231-5171
安 佐 出 張 所	広島市安佐北区安佐町飯室 1576	16 (0)	835-1860

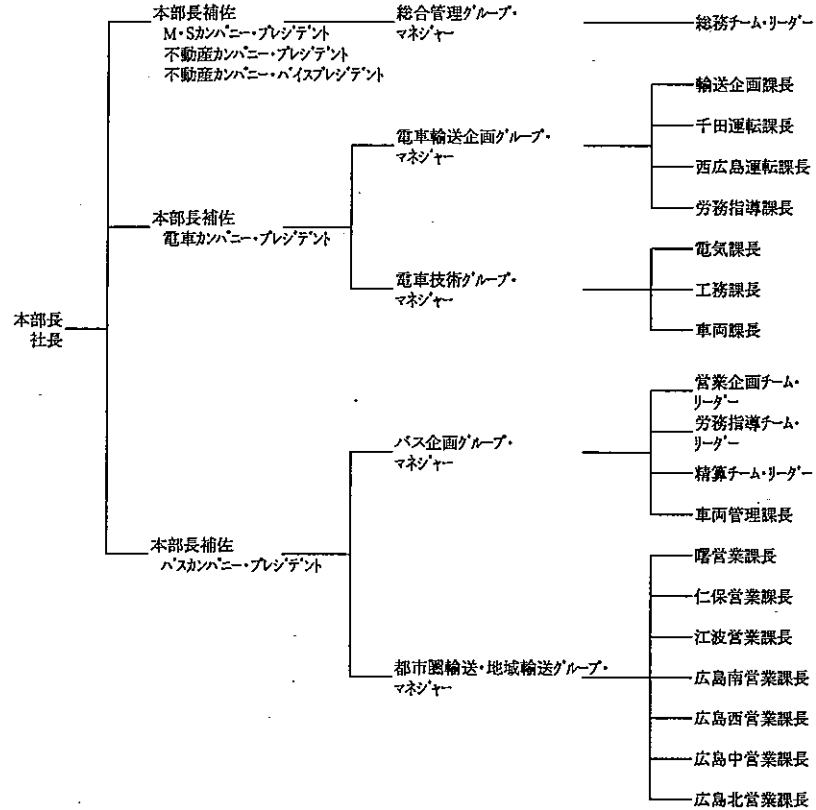
() 内は、貸切で内数である。

2 (略)

修正前

3 応急対策
(1) 防災組織
(略)

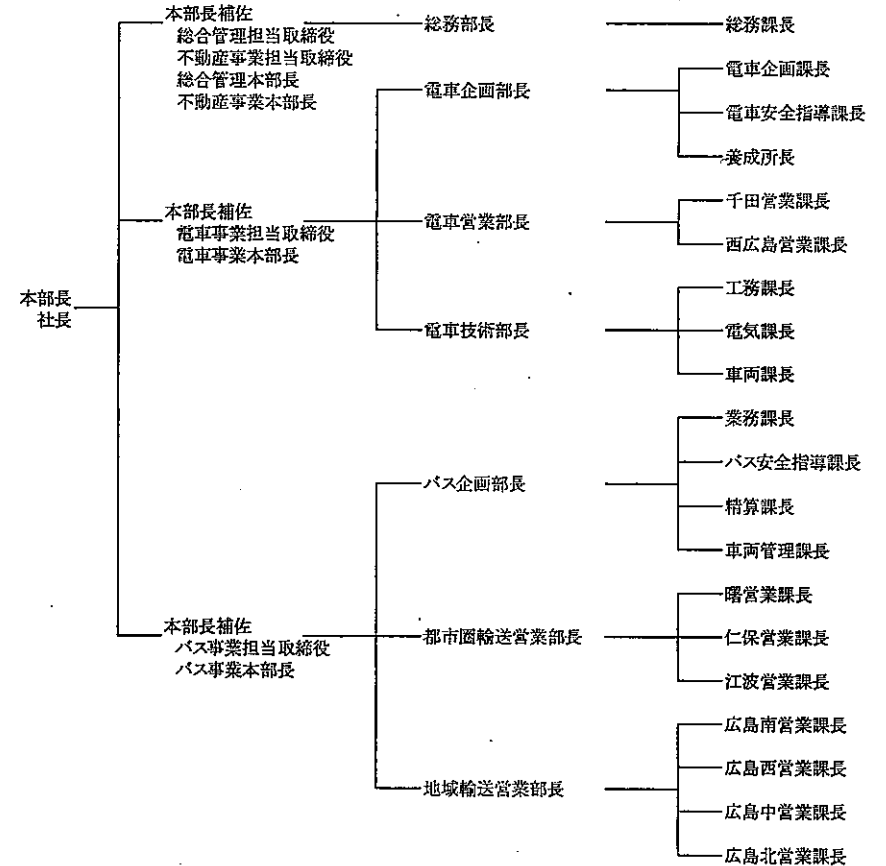
○ 災害対策本部の構成



修正後

3 応急対策
(1) 防災組織
(略)

○ 災害対策本部の構成



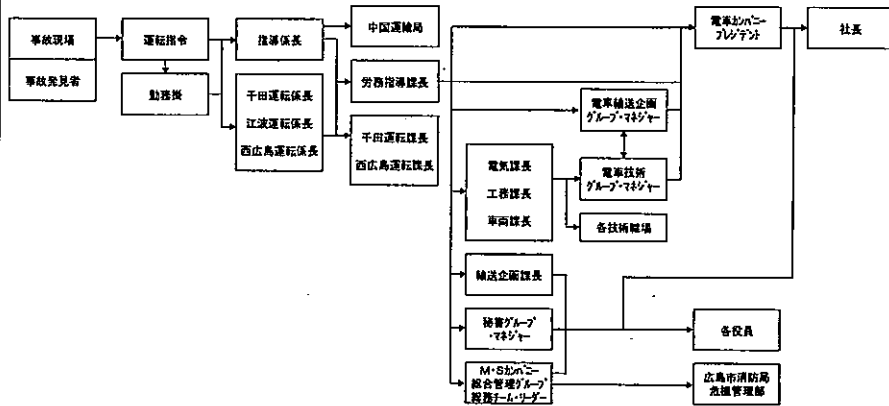
修正前

(2) 通報連絡体制

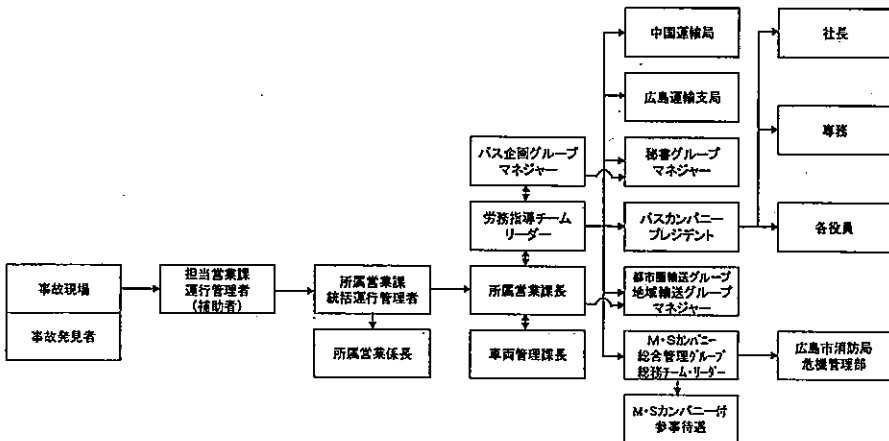
(略)

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車カンパニー



イ バスカンパニー



(3)~(7) (略)

4 (略)

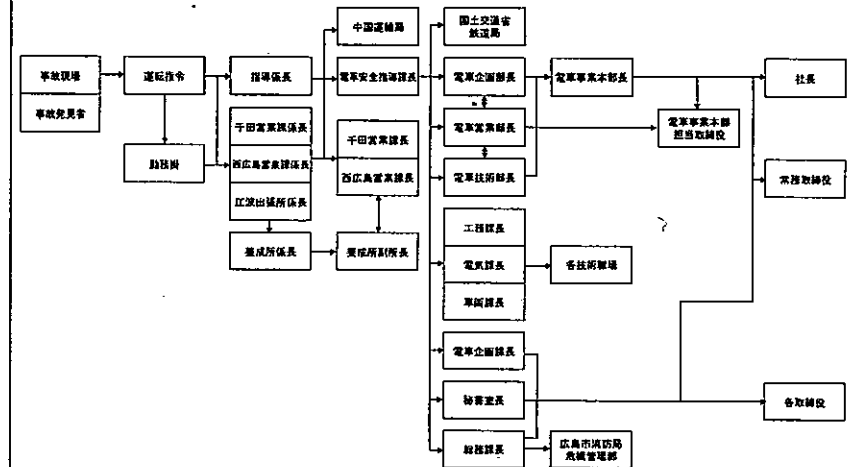
修正後

(2) 通報連絡体制

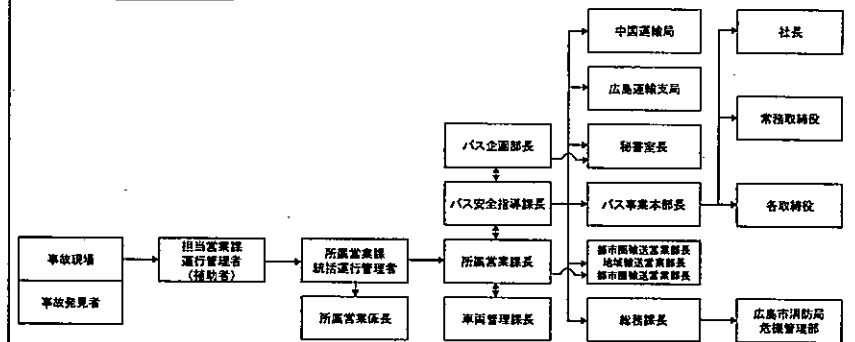
(略)

○ 災害発生時の通報ルート

ア 電車事業本部



イ バス事業本部



(3)~(7) (略)

修 正 前

(8) 大規模地震が発生した場合の応急措置

① 電車カンパニー

ア 営業課又は電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、
列車無線設置列車に対しては一斉に緊急停止の指令を行い、又は助役による手信号、その他
の方法で電車_____を停止させる。

イ～エ (略)

② バスカンパニー

(略)

(9) (略)

4 (略)

修 正 後

(8) 大規模地震が発生した場合の応急措置

① 電車事業本部

ア 営業課又は電車信号所は、直ちに電気課電力係に対し、給電停止の要請をするとともに、
列車無線により_____一斉に緊急停止の指示を行い、又は助役による手信号、その他
の方法で列車(軌道線は車両)を停止させる。

イ～エ (略)

② バス事業本部

(略)

(9) (略)

4 (略)

修正前	
水防計画編 別表第12 土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制	頁 486
別表第12 土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制 (略)	

修正後
修正理由 ○ 新たに土砂災害警戒区域の警戒避難体制を整備したため、追加する。
別表第12 土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制 別添のとおり。

別表第12 土砂災害警戒区域指定地区と警戒避難体制《下水道局河川課、各区、各消防署》

区名	所在地	土砂災害警戒区域			警戒避難体制		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	行政機関 連絡責任者	避難場所 所在地	収容人員 (人)
安佐南区	安佐南区 上安 上安町 安東	上安1丁目20(379)	平成23年 5月30日 広島県告示 第538号	○	○	安佐南区 地域起し推進課 TEL 831-4926	
		1-1-379					
		上安2丁目39(375)					
		1-1-375					
		上安6丁目4(4530)					
		1-1-4530					
		上安3丁目3(4533)					
		1-1-4533					
		上安3丁目3(4537)					
		1-1-4537					
		上安3丁目6(378)					
		1-1-378					
		上安3丁目10(4534)					
		1-1-4534					
		上安3丁目11(858)					
		1-2-858					
		上安3丁目13(377)					
		1-1-377					
		上安3丁目15(860)					
		1-2-860					
		上安3丁目18(4561)					
		1-1-4561					
		上安3丁目18(5553)					
		II-1-5553					
		上安5丁目22(286)					
		1-2-286					
		上安5丁目22(286-1)					
		1-2-286-1					
		上安5丁目23(5600)					
		1-1-5600					
		上安5丁目25(4560-1)					
1-1-4560-1							
上安5丁目27(4560)							
1-1-4560							
上安5丁目32(294)							
1-2-294							
上安6丁目29(4532)							
1-1-4532							
上安6丁目30(4171)							
II-1-4171							
上安6丁目30(4171-1)							
II-1-4171-1							
上安6丁目30(4171-2)							
II-1-4171-2							
上安6丁目30(4171-3)							
II-1-4171-3							
安川支川(334)							
I-1-9-334							
安川支川(334隣)							
I-1-9-334隣							
安川支川(335a)							
I-1-9-335a							
安川支川(335b)							
I-1-9-335b							
安川支川(6105)							
隣-1-9-6105							
安川支川(6106)							
1-1-9-6106							
安川支川(6107)							
1-1-9-6107							
安東1丁目8(4591)							
1-1-4591							

区名	所在地	土砂災害警戒区域			警戒避難体制		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	行政機関 連絡責任者	避難場所 所在地	収容人員 (人)
安佐南区	(続き)	安東1丁目9(380)	(続き)	○	○	(続き)	(続き)
		1-1-380					
		安東1丁目10(349)					
		1-1-349					
		安東1丁目10(350)					
		1-1-350					
		安東1丁目28(351)					
		1-1-351					
		安東1丁目31(336-1)					
		1-1-336-1					
		安東1丁目32(336)					
		1-1-336					
		安東2丁目17(348)					
		1-1-348					
		安東2丁目17(348-1)					
		1-1-348-1					
		安東2丁目18(353)					
		1-1-353					
		安東2丁目20(346)					
		1-1-346					
		安東2丁目20(353-1)					
		1-1-353-1					
		安東3丁目1(354)					
		1-1-354					
		安東3丁目1(571)					
		II-2-571					
		安東3丁目3(352)					
		1-1-352					
		安東3丁目5(4555)					
		1-1-4555					
		安東3丁目7(338)					
		1-1-338					
		安東3丁目8(337)					
1-1-337							
安東3丁目10(4553)							
1-1-4553							
安東3丁目11(4522)							
1-1-4522							
安東3丁目12-7(4552)							
1-1-4552							
安東3丁目20(4522-1)							
1-1-4522-1							
安東5丁目7(339)							
1-1-339							
安東5丁目21(383)							
1-1-383							
安東5丁目34(258)							
1-2-258							
安東5丁目35(5554)							
II-1-5554							
安東5丁目35(5670)							
II-1-5670							
安東6丁目1(259)							
1-2-259							
安東6丁目1(4558)							
1-1-4558							
安東6丁目9(848)							
1-2-848							
安東6丁目11(344)							
1-1-344							
安東6丁目12(345)							
1-1-345							
安東6丁目13(858-1)							
1-2-858-1							

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 別	警種 別	行政機関 連絡責任者	避難場所		
							所在地	収容人員(人)	
安佐南区	(続き)	安東6丁目13(858-2)		○	○	(続き)	(続き)	(続き)	
		1-2-858-2		○	○				
		安東6丁目13(858-4)		○	○				
		1-2-858-4		○	○				
		安東6丁目14(4536)		○	○				
		1-1-4536		○	○				
		安東6丁目16(342)		○	○				
		1-1-342		○	○				
		安東6丁目17(341)		○	○				
		1-1-341		○	○				
		安東6丁目19(4557)		○	○				
		1-1-4557		○	○				
		安東6丁目21(342-1)		○	○				
		1-1-342-1		○	○				
		安東6丁目22(4559)		○	○				
		1-1-4559		○	○				
		安東6丁目23(340)		○	○				
		1-1-340		○	○				
		安東7丁目2(258-4)		○	○				
		1-2-258-4		○	○				
		安東7丁目3(258-3)		○	○				
		1-2-258-3		○	○				
		安東7丁目8(258-2)		○	○				
		1-2-258-2		○	○				
		安東7丁目18(258-7)		○	○				
		1-2-258-7		○	○				
		安東7丁目20(258-5)		○	○				
		1-2-258-5		○	○				
		安東7丁目21(258-6)		○	○				
		1-2-258-6		○	○				
安東7丁目22(258-1)		○	○						
1-2-258-1		○	○						
上安町(258-8)		○	○						
1-2-258-8		○	○						
上安町(258-9)		○	○						
1-2-258-9		○	○						
上安1丁目22(4535)		○	○						
1-1-4535		○	○						
上安5丁目10(4559-1)		○	○						
1-1-4559-1		○	○						
行友川(336a)		○	○						
1-1-9-336a		○	○						
行友川(336c)		○	○						
1-1-9-336c		○	○						
行友川支川(6108)		○	○						
1-1-9-6108		○	○						
東行友川(337)		○	○						
1-1-9-337		○	○						
安川支川(336b)		○	○						
1-1-9-336b		○	○						
安川支川(338)		○	○						
1-1-9-338		○	○						
筒瀬川支川(6108隣)		○	○						
1-1-9-6108隣		○	○						

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制					
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 別	警種 別	行政機関 連絡責任者	避難場所				
							所在地	収容人員(人)			
安佐南区	安佐南区 祇園町 大町東 大町西	祇園8丁目23(325)		○	○	平成24年 5月17日 広島県告示 第476号	安佐南区 地域起こし推進課 TEL 831-4926	安佐南消防署 警防課 TEL 877-4101	安佐南消防署 祇園出張所 TEL 874-3511	祇園保育園	234
		1-1-325		○	○						
		祇園8丁目23(325-1)		○	○						
		1-1-325-1		○	○						
		祇園8丁目23(325-2)		○	○						
		1-1-325-2		○	○						
		祇園8丁目23(325-3)		○	-						
		1-1-325-3		○	○						
		祇園5丁目37(326)		○	○						
		1-1-326		○	○						
		祇園5丁目37(326-1)		○	○						
		1-1-326-1		○	○						
		祇園5丁目37(326-2)		○	○						
		1-1-326-2		○	○						
		祇園5丁目40(327)		○	○						
		1-1-327		○	○						
		祇園5丁目40(327-1)		○	○						
		1-1-327-1		○	○						
		祇園5丁目40(327-2)		○	○						
		1-1-327-2		○	○						
		祇園5丁目40(327-3)		○	-						
		1-1-327-3		○	○						
		祇園8丁目14(4519)		○	○						
		1-1-4519		○	○						
		祇園8丁目9(4520)		○	○						
		1-1-4520		○	○						
		祇園8丁目9(4520-1)		○	○						
		1-1-4520-1		○	○						
		祇園4丁目6(4579)		○	○						
		1-1-4579		○	○						
		祇園5丁目29(5598)		○	○						
		1-1-5598		○	○						
祇園5丁目29(5598-1)		○	○								
1-1-5598-1		○	○								
祇園5丁目25(5617)		○	○								
1-1-5617		○	○								
祇園5丁目27(5639)		○	○								
1-1-5639		○	○								
祇園5丁目27(5639-1)		○	○								
1-1-5639-1		○	○								
祇園8丁目15B(5547)		○	○								
II-1-5547		○	○								
祇園5丁目26(5619)		○	○								
II-1-5619		○	○								
祇園4丁目27(5649)		○	○								
II-1-5649		○	○								
祇園4丁目27(5649-1)		○	○								
II-1-5649-1		○	○								
祇園町(71)		○	○								
III-1-71		○	○								
祇園町(75)		○	○								
III-1-75		○	○								
祇園4丁目41(76)		○	○								
III-1-76		○	○								
祇園町(77)		○	○								
III-1-77		○	○								
祇園町(77-1)		○	○								
III-1-77-1		○	○								
祇園町(78)		○	○								
III-1-78		○	○								
祇園町(78-1)		○	○								
III-1-78-1		○	○								
祇園町(78-2)		○	○								
III-1-78-2		○	○								

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	警特 戒別	避難場所		行政機関 連絡責任者	取容人員(人)
						所在地			
安佐南区	(続き)	紙園町(78-3)		○	○	(続き)	(続き)	(続き)	(続き)
		Ⅲ-1-78-3		○	○				
		紙園町(78-4)		○	○				
		Ⅲ-1-78-4		○	○				
		西青原川(25a)		○	○				
		I-1-9-25a		○	○				
		西青原川(25b)		○	○				
		I-1-9-25b		○	○				
		西青原川(25隣a)		○	○				
		I-1-9-25隣a		○	○				
		西青原川(25隣b)		○	-				
		I-1-9-25隣b		○	-				
		安川支川(26)		○	○				
		I-1-9-26		○	○				
		安川支川(6100)		○	○				
		I-1-9-6100		○	○				
		安川支川(966)		○	-				
		I-1-9-966		○	○				
		安川支川(967)		○	○				
		I-1-9-967		○	○				
		大町西3丁目3(269)		○	○				
		I-2-269		○	○				
		大町西3丁目6(270)		○	○				
		I-2-270		○	○				
		大町西3丁目5(270-1)		○	-				
		I-2-270-1		○	-				
		大町西3丁目5(270-2)		○	-				
		I-2-270-2		○	-				
		大町西3丁目7(4585)		○	○				
		I-1-4585		○	○				
		大町西3丁目10(4585-1)		○	○				
		I-1-4585-1		○	○				
		大町西3丁目10(5620)		○	○				
Ⅱ-1-5620		○	○						
大町西3丁目13(5541-1)		○	○						
Ⅱ-1-5541-1		○	○						
大町西3丁目12(5541-2)		○	○						
Ⅱ-1-5541-2		○	○						
大町西3丁目15(4523-1)		○	○						
I-1-4523-1		○	○						
大町西3丁目15(4523-2)		○	○						
I-1-4523-2		○	○						
大町西3丁目15(4523-3)		○	○						
I-1-4523-3		○	○						
大町西3丁目13(5541)		○	○						
Ⅱ-1-5541		○	○						
大町西3丁目15(4523)		○	○						
I-1-4523		○	○						
大町西3丁目20(5610)		○	○						
Ⅱ-1-5610		○	○						
大町西3丁目20(5621)		○	○						
Ⅱ-1-5621		○	○						
大町西3丁目21(271)		○	○						
I-2-271		○	○						
大町西3丁目21(271-1)		○	○						
I-2-271-1		○	○						
大町西1丁目8(422)		○	○						
I-1-422		○	○						
大町西2丁目12(366)		○	○						
I-1-366		○	○						
大町西2丁目9(422-1)		○	○						
I-1-422-1		○	○						
大町西2丁目19(366-1)		○	○						
I-1-366-1		○	○						

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	警特 戒別	避難場所		行政機関 連絡責任者	取容人員(人)
						所在地			
安佐南区	(続き)	大町西2丁目19(366-2)		○	○	(続き)	(続き)	(続き)	(続き)
		I-1-366-2		○	○				
		大町西2丁目36(420)		○	○				
		I-1-420		○	○				
		大町西2丁目36(420-1)		○	○				
		I-1-420-1		○	○				
		大町西2丁目40(421)		○	○				
		I-1-421		○	○				
		大町西2丁目40(421-1)		○	○				
		I-1-421-1		○	○				
		大町西2丁目27(424-2)		○	○				
		I-1-424-2		○	○				
		大町西2丁目35(4582-1)		○	○				
		I-1-4582-1		○	○				
		大町西1丁目8(422-2)		○	○				
		I-1-422-2		○	○				
		大町西1丁目9(423)		○	○				
		I-1-423		○	○				
		大町西1丁目8(423-1)		○	○				
		I-1-423-1		○	○				
		大町西2丁目25(5618)		○	-				
		I-1-5618		○	-				
		大町西1丁目10(5618-1)		○	○				
		I-1-5618-1		○	○				
		大町西1丁目10(4581)		○	○				
		I-1-4581		○	○				
		大町西1丁目11(424)		○	○				
		I-1-424		○	○				
		大町西1丁目10(424-1)		○	-				
		I-1-424-1		○	-				
		大町西1丁目10(424-3)		○	○				
		I-1-424-3		○	○				
		大町西1丁目10(424-4)		○	○				
I-1-424-4		○	○						
大町西2丁目40(4582)		○	○						
I-1-4582		○	○						
大町西2丁目35(4582-2)		○	○						
I-1-4582-2		○	○						
大町西2丁目35(4582-3)		○	○						
I-1-4582-3		○	○						
大町西2丁目35(4582-4)		○	○						
I-1-4582-4		○	○						
大町西2丁目38(4580)		○	○						
I-1-4580		○	○						
大町西1丁目15(79)		○	○						
Ⅲ-1-79		○	○						
大町西1丁目16(5548)		○	○						
Ⅱ-1-5548		○	○						
大町西1丁目23(42)		○	○						
Ⅱ-1-42		○	○						
大町西1丁目22(367)		○	○						
I-1-367		○	○						
大町西1丁目22(367-1)		○	○						
I-1-367-1		○	○						
大町西1丁目22(5545)		○	○						
Ⅱ-1-5545		○	○						
大町西1丁目22(5545-1)		○	○						
Ⅱ-1-5545-1		○	○						
大町西2丁目49(4580-1)		○	○						
I-1-4580-1		○	○						
大町西2丁目48(4580-2)		○	○						
I-1-4580-2		○	○						
大町西2丁目47(4580-3)		○	○						
I-1-4580-3		○	○						

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	警特 戒別	行政機関 連絡責任者	避難場所		収容人員(人)
						所在地			
安佐南区	(続き)	大町東4丁目13(947)	(続き)	○	○	(続き)	(続き)	(続き)	
		I-2-947							
		安川支川(310)							
		I-1-9-310							
		安川支川(974)							
		I-1-9-974							
		安川支川(309)							
		I-1-9-309							
		安川支川(309隣)							
		I-1-9-309隣							
		安川支川(5007)							
		I-1-9-5007							
		安川支川(308)							
		I-1-9-308							
		安川支川(970)							
		I-1-9-970							
安川支川(291)									
I-1-9-291									
安川支川(290)									
I-1-9-290									
安川支川(289a)									
I-1-9-289a									
安川支川(289b)									
I-1-9-289b									
安川支川(292)									
I-1-9-292									

区名	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制			
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	警特 戒別	行政機関 連絡責任者	避難場所		収容人員(人)
						所在地			
安佐南区	安佐南区 長東西山本	長東西5丁目4(332)	平成25年 3月28日 広島県告示 第277号	○	○	安佐南区 地域起こし推進課 TEL 831-4926	長東平原公民館	40	
		I-1-332							
		山本5丁目57(4575)							
		I-1-4575							
		長東西5丁目16(4572)							
		I-1-4572							
		長東西2丁目1(298)							
		I-2-298							
		長東西5丁目14(948-4)							
		I-2-948-4							
		長東西3丁目5(299)							
		I-2-299							
		長東西3丁目5(299-1)							
		I-2-299-1							
		長東西3丁目5(299-3)							
		I-2-299-3							
		長東西5丁目14(948-1)							
		I-2-948-1							
		長東西5丁目14(948)							
		I-2-948							
		長東西4丁目39(334-1)							
		I-1-334-1							
		長東西3丁目15(5631-2)							
		I-1-5631-2							
		長東西3丁目15(5631)							
		I-1-5631							
		長東西4丁目53(5612)							
		I-1-5612							
		長東西4丁目53(5612-3)							
		I-1-5612-3							
		長東西4丁目53(5612-2)							
		I-1-5612-2							
長東西4丁目47(4570)									
I-1-4570									
長東西4丁目44(5627)									
I-1-5627									
長東西4丁目39(334)									
I-1-334									
長東西1丁目42(416-3)									
I-1-416-3									
長東西4丁目2(333-2)									
I-1-333-2									
長東西4丁目2(333-1)									
I-1-333-1									
長東西4丁目2(333)									
I-1-333									
長東西3丁目14(5632)									
I-1-5632									
長東西3丁目14(5632-1)									
I-1-5632-1									
長東西4丁目62(415)									
I-1-415									
長東西4丁目62(415-1)									
I-1-415-1									
長東西4丁目58(5625)									
I-1-5625									
長東西4丁目57(586)									
II-2-586									
長東西4丁目57(586-2)									
II-2-586-2									
長東西4丁目57(586-3)									
II-2-586-3									
長東西4丁目61(5626)									
I-1-5626									

区名	所在地	土砂災害警戒区域		警戒避難体制		避難場所		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒 戒別	警特 戒別	行政機関 連絡責任者	所在地	収容人 員(人)
安佐南区	(続き)	長東西4丁目53(5612-1)		○	○	(続き)	(続き)	(続き)
		I - 1 - 5612 - 1		○	○			
		長東西1丁目27(5628)		○	○			
		I - 1 - 5628		○	○			
		長東西1丁目36(5599)		○	○			
		I - 1 - 5599		○	○			
		長東西1丁目36(5599-1)		○	○			
		I - 1 - 5599 - 1		○	○			
		長東西1丁目41(34-1)		○	○			
		II - 1 - 34 - 1		○	○			
		長東西1丁目41(34)		○	○			
		II - 1 - 34		○	○			
		長東西1丁目41(54)		○	○			
		III - 1 - 54		○	○			
		長東西1丁目41(54-1)		○	○			
		III - 1 - 54 - 1		○	○			
		長東西1丁目42(416)		○	○			
		I - 1 - 416		○	○			
		長東西1丁目38(5629)		○	○			
		I - 1 - 5629		○	○			
		長東西1丁目38(5629-1)		○	○			
		I - 1 - 5629 - 1		○	○			
		長東西1丁目38(5629-3)		○	○			
		I - 1 - 5629 - 3		○	○			
		長東西3丁目5(299-2)		○	○			
		I - 2 - 299 - 2		○	○			
		長東西5丁目14(948-2)		○	○			
		I - 2 - 948 - 2		○	○			
		長東西5丁目14(948-3)		○	○			
		I - 2 - 948 - 3		○	○			
		長東西1丁目42(416-1)		○	○			
		I - 1 - 416 - 1		○	○			
		長東西1丁目42(416-4)		○	○			
		I - 1 - 416 - 4		○	○			
長東西1丁目42(416-2)		○	○					
I - 1 - 416 - 2		○	○					
長東西1丁目38(5629-2)		○	-					
I - 1 - 5629 - 2		○	-					
長東西4丁目57(586-1)		○	○					
II - 2 - 586 - 1		○	-					
長東西5丁目4(332-1)		○	-					
I - 1 - 332 - 1		○	○					
山本川支川10(959)		○	○					
I - 1 - 9 - 959		○	○					
山本川支川7(962隣1)		○	○					
I - 1 - 9 - 962 隣1		○	-					
立石川(183隣2)		○	-					
I - 1 - 9 - 183 隣2		○	○					
山本川支川7(962隣3)		○	○					
I - 1 - 9 - 962 隣3		○	○					
権地川支川(185)		○	○					
I - 1 - 9 - 185		○	○					
権地川(960隣)		○	○					
I - 1 - 9 - 960 隣		○	○					
山本川支川9(961)		○	○					
I - 1 - 9 - 961		○	○					
山本川支川7(962)		○	○					
I - 1 - 9 - 962		○	○					
山本川支川8(184)		○	○					
I - 1 - 9 - 184		○	○					
山本川支川11(182)		○	○					
I - 1 - 9 - 182		○	○					
立石川(183)		○	○					
I - 1 - 9 - 183		○	○					